

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱細則

この細則は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に当たって必要な細目を定めることを目的とする。

1 貸付対象者について（要綱第2条関係）

（1）高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付対象者は、次のア～ウに該当する者とする。

ア 要綱第2条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として岡山県内の市町村に住民登録している者であること。

イ 養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。

ウ 養成機関修了後、岡山県の区域内（以下「県内」という。）において、要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事しようとする者であること。

②高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、平成30年4月1日より次のとおりとする。

ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないこととする。

イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うこととする。

ウ 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されることとする。

（2）住宅支援資金の貸付対象者は、次のア～ウに該当する者とする。

ア 原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者であること。なお、プログラムの策定状況については、岡山県及び岡山市を通じ、プログラム策定団体に照会するものとする。

イ 原則として岡山県内の市町村に住民登録している者であること。

ウ 自立に向けて意欲的に取り組んでおり、要綱第10条第2項第1号に規定する就業をしようとする者であること。

2 貸付金の限度について（要綱第3条関係）

（1）訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学

用品、交通費等に充当するものであるので、貸付金については、要綱第3条第1項第1号②に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けることができるものとする。

- (2) 住宅支援資金は、入居している住宅の家賃の実費（管理費及び共益費を含む。）を貸付対象とするが、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金等他制度による家賃への支援を受けている場合には、家賃の実費と他制度の支援額の差額を貸付額の上限（月額上限4万円）とする。

3 貸付けの申請について（要綱第6条関係）

- (1) 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号。以下「貸付申請書」という。）を社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める期間内に会長に提出しなければならない。

- (2) 貸付申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

①入学準備金

- ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが確認できるもの
- イ 養成機関の長が証明する在籍証明書
- ウ 貸付必要額が確認できるもの
- エ 申請者の世帯全員の住民票
- オ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- カ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票
- キ 個人情報の取扱いについての同意書

②就職準備金

- ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことが確認できるもの
- イ 養成機関の長が証明する修了証書
- ウ 養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類
- エ 貸付必要額が確認できるもの
- オ 申請者の世帯全員の住民票
- カ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- キ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票
- ク 個人情報の取扱いについての同意書

③住宅支援資金

- ア 住宅の賃貸契約書の写し
- イ 他制度による家賃の支援を受けている場合には、利用額が確認できる書類
- ウ 申請者の世帯全員の住民票
- エ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- オ プログラム策定時点で就業している場合は、プログラム策定時点の月収が確認

できるもの
カ 個人情報の取扱いについての同意書

4 貸付けの決定について（要綱第7条関係）

会長は、3の規定により貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、
適当と認めるときは、貸付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

5 貸付資金の交付について（要綱第8条関係）

- (1) 4の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から14
日以内に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等交付申請書（様式第2号）に
岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等借用証書（様式第3-1号又は様式第
3-2号）及び口座振込申出書（様式第4号）を添付して会長に提出しなければならない。
- (2) 借用書には、借受人の印鑑登録証明書を添えなければならない。連帯保証人を立てて
貸付決定を受けた場合には、連帯保証人の印鑑登録証明書を添えなければならない。ま
た、借受人が未成年の場合は、法定代理人の印鑑登録証明書を添えなければならない。
- (3) 会長は、5（1）に規定する期間内に借用証書を提出しない者について、貸付けを辞
退したとみなすことができるものとする。

6 貸付金の交付方法について

- (1) 訓練促進資金の交付決定を行った場合は、一括で交付するものとする。
- (2) 住宅支援資金の交付決定を行った場合は、四半期に一度後払いにより交付するも
のとする。加えて、2（2）の規定による他制度の利用（利用申込予定の場合等、
今後、利用する見込みがあると認められる場合や、貸付期間中に他制度を利用する
こととなった場合を含む。）又は家賃の実費の減額等により貸付金の辞退が必要な
場合であって、他制度の利用・家賃等にかかる申出書（様式第16号）による他制
度の利用額の確定の届出及び家賃の実費の減額の申し出、岡山県ひとり親家庭高等
職業訓練促進資金等辞退届（様式第17号）による貸付金の一部辞退並びにその他
貸付事業の実施のために必要な手続きが完了していない場合には、当該貸付事業の
実施のために必要な手続きが完了した後、貸付金を交付するものとする。

7 貸付契約の解除について（要綱第9条関係）

- (1) 要綱第9条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認
められるに至ったとき」は、訓練促進資金については次のいずれかに該当する場合をい
う。
 - ①退学したとき。
 - ②心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

③死亡したとき。

④その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 要綱第9条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、住宅支援資金については次のいずれかに該当する場合をいう。

①死亡したとき。

②その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 会長は、要綱第9条の規定により、貸付金の貸付契約を解除したときは、当該対象者へ通知するものとする。

8 返還の債務の当然免除について（要綱第10条関係）

(1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第10条第1項第1号及び第12条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えることができるものとする。本人の申請は、資格試験受験意思届（様式第13号）の提出等により行うものとする。

(2) 要綱第10条第1項第1号、第12条第1項及び第13条第1項第2号に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等とする。

(3) 要綱第10条第1項第1号、第12条第1項及び第13条第2項第1号②に規定する「その他やむを得ない事由」は、第10条第1項第1号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

(4) 要綱第10条第2項第1号及び第13条第2項第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第10条第2項第1号に規定する就業が困難であると客観的に判断できる場合であることとする。

(5) 要綱第10条第1項第1号及び第10条第2項第1号に規定する従事期間中に離職し再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も継続して業務に従事しているものとみなし、訓練促進資金については最長1年間、住宅支援資金については最長6か月を限度として業務従事期間に含むものとする。求職活動中は毎月求職活動状況報告書（様式第14号）に求職活動確認票（様式第15号）等当該事実を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(6) 国家試験等を受験し、合格後当該資格の登録を要するものについては、要綱第10条第1項第1号に規定する「資格取得した日」及び第12条第1項第2号に規定する「資格を取得した日」は当該試験の合格日とする。養成機関の修了により、資格の登録要

件を満たすものについては、要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する「資格取得した日」及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「資格を取得した日」は養成機関の修了日とする。国家試験等の合格により別途手続きを要することなく、資格取得できるものについては、要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する「資格取得した日」及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「資格を取得した日」は当該試験の合格日とする。

(7) 要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する「資格取得した日」及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「資格を取得した日」は、養成機関を修了した年度の資格取得した日とする。

(8) 要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する「貸付を受けた日」は、住宅支援資金の最終交付日とする。

(9) 貸付を受けた日より前に要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する就業をした場合も、「貸付を受けた日から 1 年以内」に就業をしたものとみなすものとする。

9 返還について（要綱第 12 条関係）

(1) 要綱第 12 条の規定により貸付金（貸付契約の解除により生ずる貸付金の返還債務を含む。以下、9 の規定において同じ。）を返還しなければならない者は、要綱第 12 条各項に該当した日から 14 日以内に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還届出書（様式第 6 号。以下「返還届出書」という。）を会長に提出しなければならない。

(2) 9（1）の規定により返還届出書を提出したときは、会長は、当該対象者に対し、貸付金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行うものとする。借受人は、会長が返還決定した内容に従って貸付金を返還するものとする。

返還内容を決定するにあたっては、返還届出書の内容を鑑みることとするが、返還期間については、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 9（4）及び 9（5）に規定する期間以内を基準とし会長が返還決定時に定め、返還方法については、9（6）に規定する範囲内において、会長が返還決定時に定めるものとする。

(3) 会長は、貸付金を返還しなければならない者が、9（1）の規定により返還届出書を提出しないときは、会長は、当該対象者に対し、貸付金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行うものとする。借受人は、会長が返還決定した内容に従って貸付金を返還するものとする。

その場合の返還期間については、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 9（4）及び 9（5）に規定する期間以内を基準とし、返還方法については、月賦の元利均等払方式とし、会長が返還決定時に定めるものとする。

(4) 訓練促進資金の返還期間については、入学準備金を借り入れた場合には 5 年以内、就職準備金を借り入れた場合には 2 年以内とする。ただし、入学準備金を借り入れた後、就職準備金を借り入れた場合の就職準備金の返還期間については、5 年以内

とする。住宅支援資金の返還期間については、住宅支援資金の貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間以内とする。

- (5) 入学準備金及び就職準備金並びに住宅支援資金の返還月額の下限はそれぞれ3,000円（半年賦の場合、半年額の下限はそれぞれ18,000円とする。以下、9の規定において同じ。）とし、9（4）に規定する返還期間による返還月額が下限の金額を下回る場合は、返還期間については下限の金額を下回らない期間以内とする。
- (6) 返還方法については、元利均等払方式とする。
- (7) 返還月額の計算上において1,000円未満の端数が生じるときは、その端数の全額を返還の初回、又は最終回等に含めることにより、返還月額を調整するものとする。

10 返還猶予の申請等について（要綱第14条）

- (1) 要綱第14条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務履行等猶予申請書（様式第7-1号又は様式第7-2号）をその理由となる事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、10（1）の規定により貸付金の返還の債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

11 返還の債務の裁量免除について（要綱第15条関係）

- (1) 要綱第15条第1項第1号、同項第2号、第15条第2項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- (2) 要綱第15条第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。
- (3) 要綱第15条第1項に基づく裁量免除の額は、要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を貸付額に乗じて得た額とする。

12 返還の債務の免除の申請等について（要綱第11条関係）

- (1) 要綱第10条及び第15条に規定する返還の債務の免除を受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還免除申請書（様式第5-1号又は様式第5-2号）をその理由となる事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (2) 会長は、12(1)の規定により貸付金の返還の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

13 届出等について（要綱第17条関係）

- (1) 本制度による貸付けを受けた者は、要綱第9条の規定に該当するときは、届出書（様式第8-1号又は様式第8-2号）等を会長に提出しなければならない。
- (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときは届出書（様式第8-1号）等に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ①要綱第10条第1項第1号に規定する業務に就職したとき
 - ②要綱第10条第1項第1号に規定する業務を離職したとき
 - ③養成機関（当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関に在学している場合を含む。以下、13及び14の規定において同じ。）を退学したとき
 - ④訓練促進資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
 - ⑤連帯保証人が死亡したとき
 - ⑥養成機関を修了したとき
 - ⑦資格を取得したとき
 - ⑧養成機関在学中に婚姻したとき
- (3) 住宅支援資金の貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときは届出書（様式第8-2号）等に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ①要綱第10条第2項第1号に規定する就業に関して就職したとき
 - ②要綱第10条第2項第1号に規定する就業に関して退職したとき
 - ③住宅支援資金の貸付期間中に他制度による家賃への支援を利用し始めたとき、支援の利用の継続が決定したとき、支援の利用を中止したとき、又はその他支援の状況に変動が生じたとき
 - ④住宅支援資金の貸付期間中に家賃の実費について変更があったとき
 - ⑤住宅支援資金の貸付を受けた者の住所、氏名に変更があったとき
 - ⑥婚姻したとき
- (4) 借受人が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに届出書（様式第8号）にその事実を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

14 報告について（要綱第17条関係）

- (1) 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、会長が別に定める日までに次に掲げる報告書に当該事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ①養成機関において修学中である者。
養成機関在籍報告書（様式第9号）

②取得した資格が必要な業務に従事している者。

業務従事状況報告書（様式第 10-1 号）

③14（1）①及び②以外で債務の履行を猶予された者。

状況報告書（様式第 11 号）

（2）住宅支援資金の貸付けを受けた者は、会長が別に定める日までに次に掲げる報告書に当該事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

①要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する就業をしている者。

業務従事状況報告書（様式第 10-2 号）

（3）会長は、13 及び 14 の規定に定めるもののほか、必要と認めるときは、本制度の貸付けを受けた者及び連帯保証人に対し、本制度の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

15 連帯保証人の変更について（要綱第 18 条関係）

（1）訓練促進資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第 12 号）に借用書を添えて会長に申請し、その承認を受けなければならない。

附 則

1 この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

3 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。

4 この細則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。